2025年度
第1回業務委員会
資料№4-1

第７回制度設計・監視専門会合
議事要旨

日　時：令和７年３月３１日(金) 13:00～15:18
出席者：
武田座長、岩船委員、松村委員、熱海専門委員、大橋専門委員、末岡専門委員、二村専門委員、松田専門委員、山内専門委員、山口専門委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

議事概要：

- インバランス料金制度の詳細設計等について
 インバランス料金制度の詳細設計等について、事務局及び株式会社グローバルエンジニアリングより説明があり、その説明資料をもとに討議が行われた。その結果、事務局の案のとおり進めることとし、次回会合で「２０２２年度以降のインバランス料金制度について　中間とりまとめ」の改定案に関して議論することとされた。

- 需給調整市場の運用等について
 需給調整市場の運用等について、事務局資料をもとに討議が行われた。その結果、事務局の案のとおり進めることとされた。

- 一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
 一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討について、事務局より報告が行われた。

- ガス小売事業者によるガス開栓に係る適正な取引環境の検討について
 ガス小売事業者によるガス開栓に係る適正な取引環境の検討について、事務局資料をもとに討議が行われた。その結果、事務局の案のとおり進めることとされた。

- 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会の設置について
 長期期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会の設置について、事務局より報告が行われた。

- 自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2024 年 10 月～12 月期)
 自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2024 年 10 月～12 月期)について、事務局より報告が行われた。

以上

経済産業省

2025年度
第1回業務委員会
資料№4-2

ガス小売事業者によるガス開栓に係る適正な取引環境の検討について

2025年３月31日（月）

第７回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

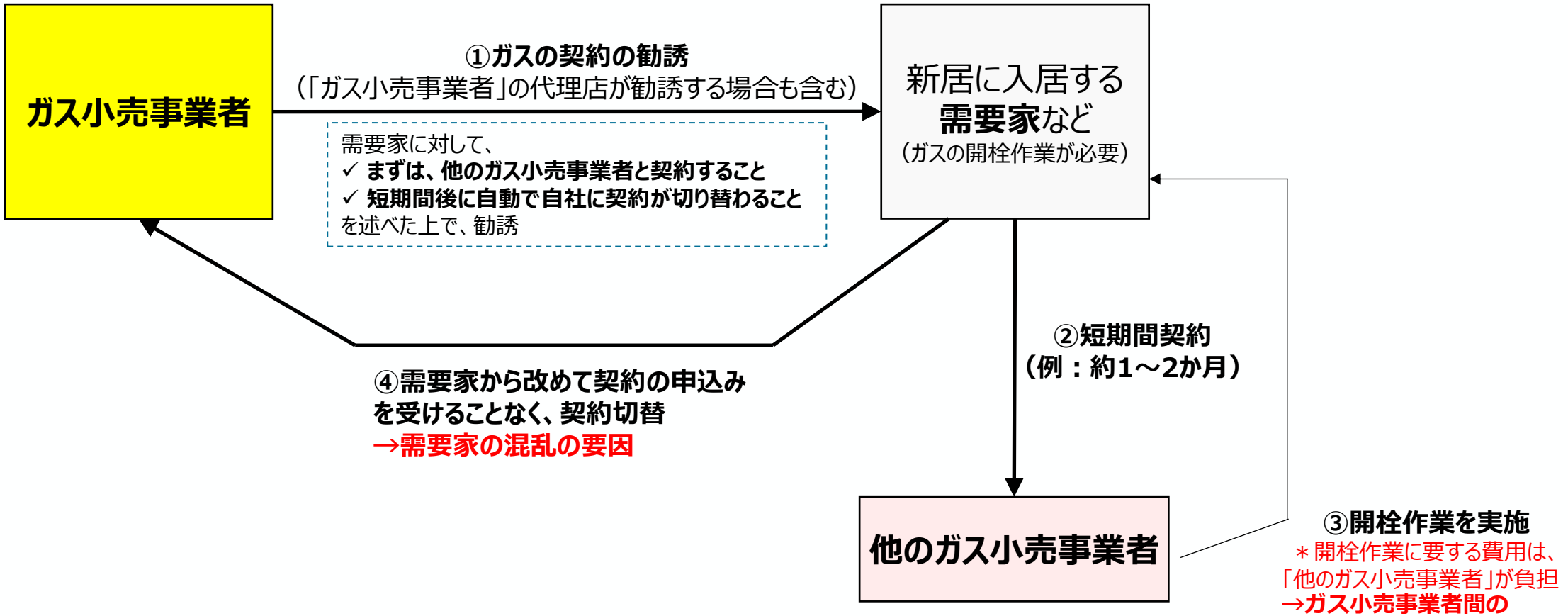
電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の御議論

- 昨年12月、電力・ガス取引監視等委員会は、「後追いスイッチング」※を行っていたガス小売事業者に対して業務改善勧告を実施した。
 ※後追いスイッチング：ガス開栓を他社に押し付けた上で需要家を獲得する行為。
- 上記勧告事案の調査の過程においては、**需要家からの申込みからガス開栓までに要する期間がガス小売事業者によって必ずしも同じではないこと、どのガス小売事業者においても即日又は翌日に開栓ができるようにすべきであるとの意見があることが判明した。**
- **後追いスイッチングは、ガスの適正な取引の確保を図る観点から許容できない**が、他方で、ガスの開栓を要する需要家の選択肢を増やし、ガス市場における競争機能の更なる拡充の観点から**ガスの開栓に係る取引環境の整備については検討の余地がある。**
- 本日は、事務局が行った上記検討の結果等を御報告するところ、**ガスの開栓に係る取引環境の整備の方向性等について御議論いただきたい。**

【参考】後追いスイッチングに係る業務改善勧告の概要

- ガス小売事業者Ａ社が、**令和３年９月頃から令和6年6月１５日までの間に、10万6603件の後追いスイッチング（下図参照）を行っていた**ことを確認したところ、**電力・ガス取引監視等委員会は令和６年１２月、今後、後追いスイッチングをすることがないよう、必要な措置を講じること等を勧告。**



１．ガス開栓に係る現状
（１）開栓手続について
（２）アンケート調査について

２．ガス開栓に係る取引環境の整備のための検討
（１）ガス開栓に時間を要している要因
（２）対応策

３．まとめ

開栓手続について

- **ガスを開栓するためには、消費機器調査が必要であり、併せて内管漏えい検査も実施**されている。ガス小売事業者（消費機器調査）と一般ガス導管事業者（内管漏えい検査）から委託を受け、**ワンストップで消費機器調査・内管漏えい検査・開栓作業を実施する場合が多い。**
- 通常の小売供給の場合、需要家から小売供給の申込みを受けたガス小売事業者は、一般ガス導管事業者に対して託送申込みを行い、一般ガス導管事業者から託送契約番号等の情報を受領した後、開栓作業を実施する。
- 一方で、ガスの製造等を行わないガス小売事業者は、需要場所においてガスの卸供給を受けた上で、当該需要場所において小売供給を行う、いわゆる**ワンタッチ供給**を利用している。**ワンタッチ供給をする事業者の場合**、通常、需要家から小売供給の申込みを受付後、まず卸売事業者（以下「ワンタッチ卸事業者」という。）に必要なデータ（需要家の住所等）を提供し、ワンタッチ卸事業者が一般ガス導管事業者に託送申込みを行い、一般ガス導管事業者から託送契約番号等の情報を、**ワンタッチ卸事業者経由で受領**した後、開栓作業を実施する。
- なお、**開栓が必要な需要家がどの程度存在するかについてはガス小売事業者によって大きく異なる。**開栓が必要な需要家が「4割程度」（残りはスイッチング）との回答もあれば、「約８割」との回答もあった。

【参考】ワンタッチ供給（「ガスの小売営業に関する指針」から抜粋）

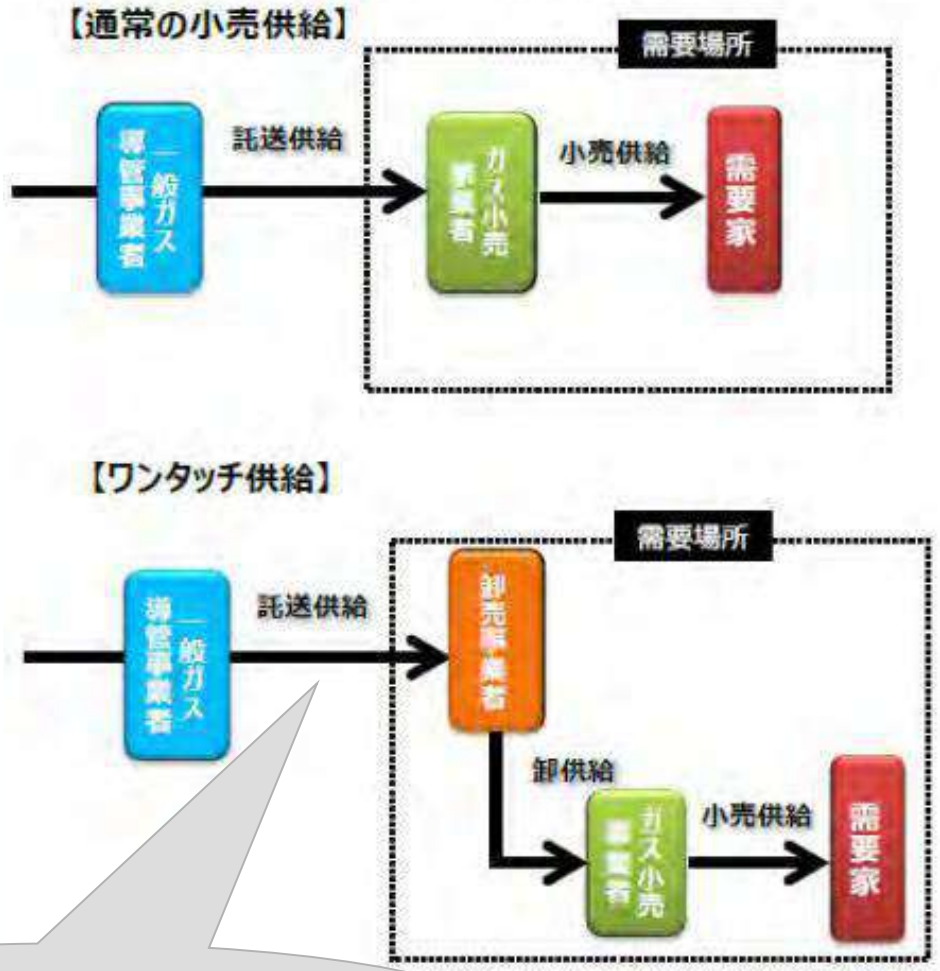
(3)　ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為

従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸売事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた（以下このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。）。これは、ガス事業法上、ガスの卸供給のための託送供給も制度上認められてきたことから行われてきたものであるが、ワンタッチ供給では通常の小売供給と異なり、ガス小売事業者は自ら託送供給契約を締結しないことから、日々の払出計画作成等の業務は、卸売事業者の責任で対応することとなる。

このようなワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解除の際に、卸売事業者との間のガスの卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、新たなガス小売事業者又は卸売事業者による当該需要場所に係る託送供給契約の締結を阻害するなど、当該需要家へのガスの供給を阻害することとなり、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合のモデル図を示す。

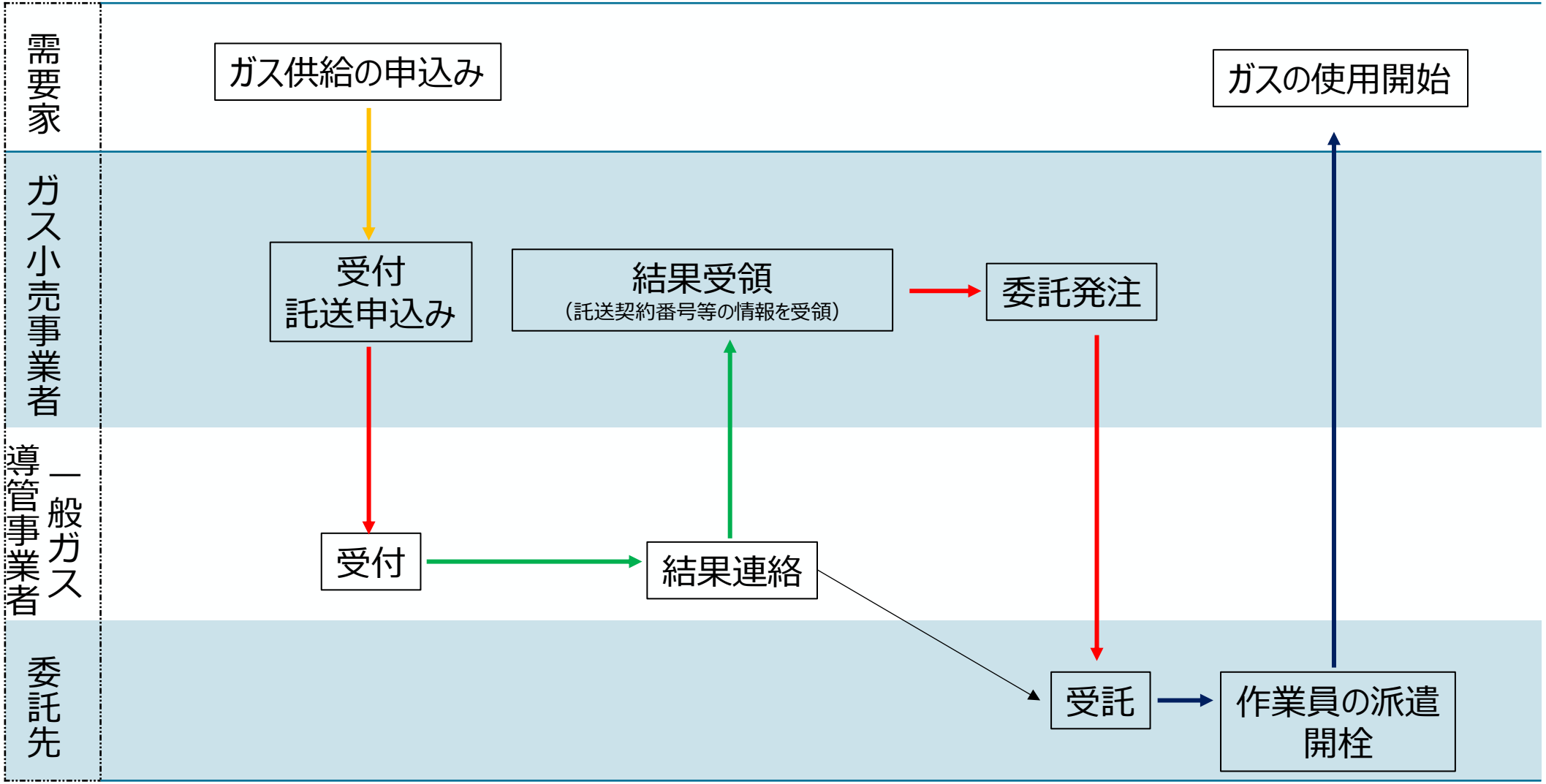
（参考）ワンタッチ供給のイメージ



託送契約の当事者は、
導管事業者とワンタッチ卸事業者

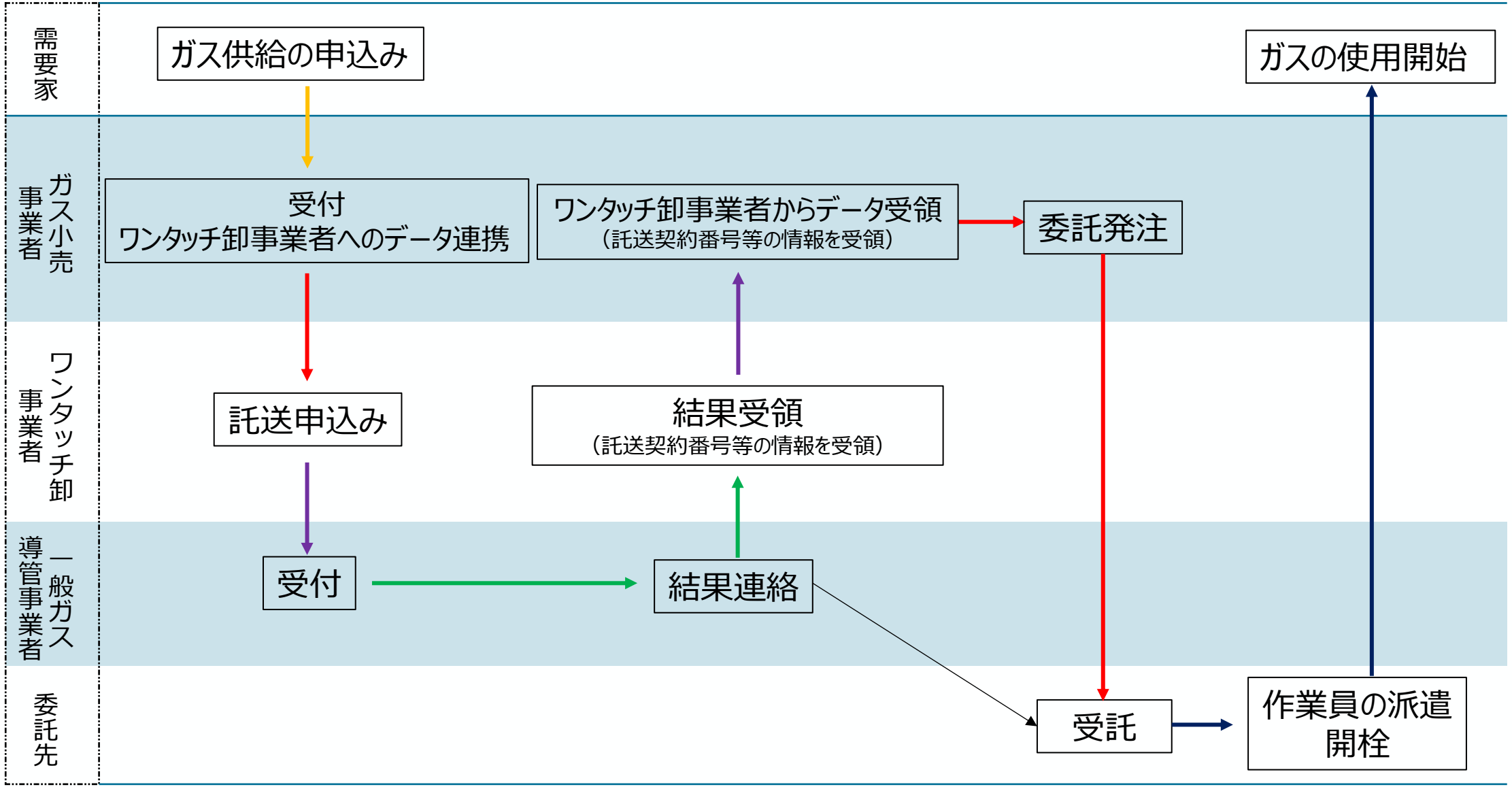
【参考】開栓手続：通常の小売供給の場合の例
（ワンタッチ卸を利用しない事業者）

※開栓を委託先に委託するケース
（下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合）



【参考】開栓手続：ワンタッチ供給の場合の例
（ワンタッチ卸を利用する事業者）

※ 開栓を委託先に委託するケース（下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合）



１．ガス開栓に係る現状

（１）開栓手続について

（２）アンケート調査について

２．ガス開栓に係る取引環境の整備のための検討

（１）ガス開栓に時間を要している要因

（２）対応策

３．まとめ

アンケート調査の目的及び対象

調査の目的

ガス開栓に係る取引環境に関する実態を把握するとともに、ガス開栓に係る問題点の有無等、同取引環境に関する議論に活用する情報を得ることを目的にアンケート調査を実施した。

調査の対象

（１）複数のガス小売事業者が参入するエリアのガス小売事業者（52者）

（２）ガス小売事業者に対して卸売を行う卸売事業者（ワンタッチ卸事業者）
（（１）の52者の内数）

（３）（１）のエリアの一般ガス導管事業者（10者）

※ アンケート期間：2024年12月19日～2025年1月17日
アンケート方法：ウェブフォーム

※ 回答内容に関して、一部の事業者には追加ヒアリングを実施。

アンケート項目　①ガス小売事業者向け

問１．需要家には、申込みから何営業日以降の開栓を受け付けていると案内しているか。
問２．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合には、通常の業務フローにおいて、申込みから最短何営業日で開栓可能か。 内訳①　需要家の申込みからワンタッチ卸事業者／導管事業者に申込みをするまで 内訳②　①の後、ワンタッチ卸事業者／導管事業者から、託送契約番号などの開栓に必要な情報を受領するまで 内訳③　②の後、開栓まで
問３．開栓出向は自社で実施しているか、他社に委託しているか。
問４．需要家の開栓希望日が、自社では開栓が間に合わない日程である場合、どのような対応をしているか。
問５．開栓までに一定の日数を要する場合、その理由。
問６．開栓日数を短縮するためにこれまでに講じた措置があれば、その内容。
問７．今後、開栓日数を短縮するための措置を検討されていれば、その内容。
問８．開栓に要するコストを削減するための取組を実施されていれば、その内容。
問９．ガス開栓に係る取引環境に関する意見。

アンケート項目　②ワンタッチ卸事業者向け

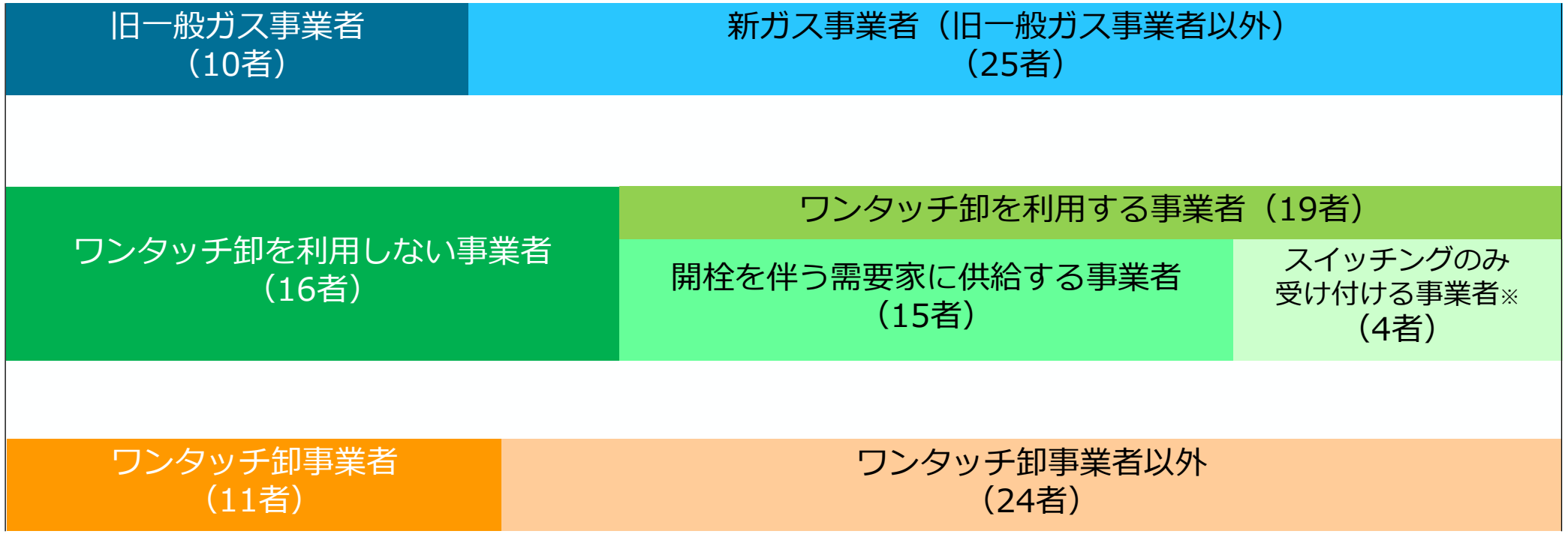
問１．ガス小売事業者（卸先）には、申込みから何営業日以降の開栓の需要家を受け付けていると案内しているか。
問２．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合には、通常の業務フローにおいて、ガス小売事業者の申込みから最短何営業日で託送契約番号などの開栓に必要な情報をガス小売事業者に送付可能か。 内訳①　ガス小売事業者の申込みから導管事業者に託送申込みするまで 内訳②　①の後、導管事業者から託送契約番号などの開栓に必要な情報を受領するまで 内訳③　②の後、ガス小売事業者に託送契約番号などの開栓に必要な情報を送付するまで
問３．卸先のガス小売事業者から、問１で記載の日数よりも短い日数での開栓を希望する需要家について対応を依頼された場合、どのように対応しているか。
問４．自社が小売事業者として開栓手続を行う場合と、自社がワンタッチ卸事業者として託送申込み等を行う場合で、処理に要する期間は異なるか。異なる場合はその理由。
問５．ガス小売事業者から処理日数の短縮について要望を受けたことはあるか。ある場合は、その内容と、要望を受けて改善された場合はその内容。
問６．ワンタッチ卸に関して、処理日数を短縮するためにこれまで講じた措置があれば、その内容。
問７．ワンタッチ卸に関して、今後、処理日数を短縮するための措置を検討されていれば、その内容。
問８．ワンタッチ卸に係る取引環境に関する意見。

アンケート項目　③一般ガス導管事業者向け

問１．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合、ガス小売事業者（ワンタッチ卸事業者を含む。以下、同じ。）から託送申込みを受けてから、ガス小売事業者がガス開栓をするために必要な情報（託送契約番号等）をガス小売事業者に送付するまでに要する時間。
問２．ガス小売事業者との情報連携の方法の違い等により、ガス小売事業者によって、問１に記載の時間が変わることはあるか。ある場合は、その理由。
問３．ガス開栓に係る取引環境に関する意見。

アンケート結果（回答者の属性）（１／２）

【回答者の属性（ガス小売事業者35者）】



ワンタッチ卸の利用の有無に着目して整理する観点から、**通常の小売供給を行う事業者を「ワンタッチ卸を利用しない事業者」**と呼び、**ワンタッチ供給を行う事業者を「ワンタッチ卸を利用する事業者」**と呼ぶこととする。

※ 「スイッチングのみ受け付ける事業者」とは、新規に開栓が必要な需要家への供給は行わず、既に開栓している需要家からの契約の切替えのみを受け付ける事業者。

アンケート結果（回答者の属性）（２／２）

- ガス小売事業者向けのアンケートの回答者数は35者（※）であり、**回答率は67%**。

※ガス小売事業者35者の内訳は、①ワンタッチ卸の利用の有無で分けると、利用しない事業者が16者／利用する事業者が19者、②ワンタッチ卸を行う事業者かどうかで分けると、ワンタッチ卸事業者が11者／ワンタッチ卸事業者以外が24者。

- 一般ガス導管事業者向けのアンケート回答者数は10者（**全者から回答**あり）。
- ワンタッチ卸を利用する事業者（19者）のうち、**スイッチングのみ受け付ける事業者が４者**存在する。主な理由は以下のとおりであった。

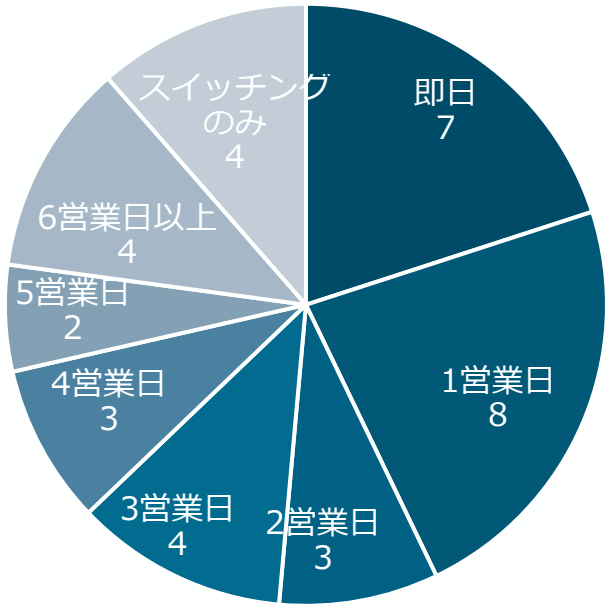
 ✓ **都市ガスは、自社が提供する他サービスの附帯サービスとの位置付け**であり、他サービスの作業と同時に開栓ができないため、開栓が必要な需要家は受け付けていない。

 ✓ 需要家が希望する開栓日時に合わせた受付体制の整備は困難であると判断し、スイッチングに特化している。

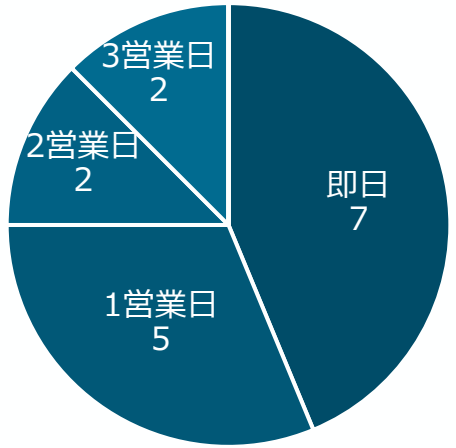
ガス小売事業者向けアンケート結果（１／９）

問１．需要家には、申込みから何営業日以降の開栓を受け付けていると案内しているか。

全体（35者）

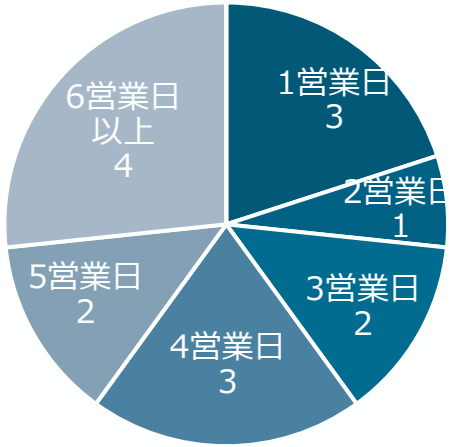


ワンタッチ卸を利用しない事業者（16者）



ワンタッチ卸を利用する事業者（15者）

※スイッチングのみ受付の4者を除く。



ガス小売事業者向けアンケート結果（２／９）

- **ワンタッチ卸を利用しない事業者の大半は、即日又は翌日の開栓を受け付けている。**
- ワンタッチ卸を利用する事業者については、1営業日から６営業日以上までばらつきがあるが、翌日対応している事業者もおり、**ワンタッチ卸を利用している事業者は短期間の開栓手続を実施できないということではない。**
- ワンタッチ卸を利用する事業者で翌日の開栓を受け付けている事業者は３者存在する。
 その背景として、以下の事情があった。

 ✓ **ワンタッチ卸事業者に開栓を委託**することにより、手続きが簡素化されている。

ガス小売事業者向けアンケート結果（３／９）

- ワンタッチ卸を利用する事業者で開栓まで４営業日以降の受付としている事業者は9者存在する。主な理由については、以下のとおりであった。

 ✓ ワンタッチ卸事業者へは即日でデータ連携を行っているが、**ワンタッチ卸事業者から必要な情報が返ってくるまでに数日かかる**ため。

 ✓ ワンタッチ卸事業者での所要の作業日数に加えて、**自社でのデータ確認のための期間や申込内容に誤りがあった場合の対応のためのバッファーを設けている**ため。

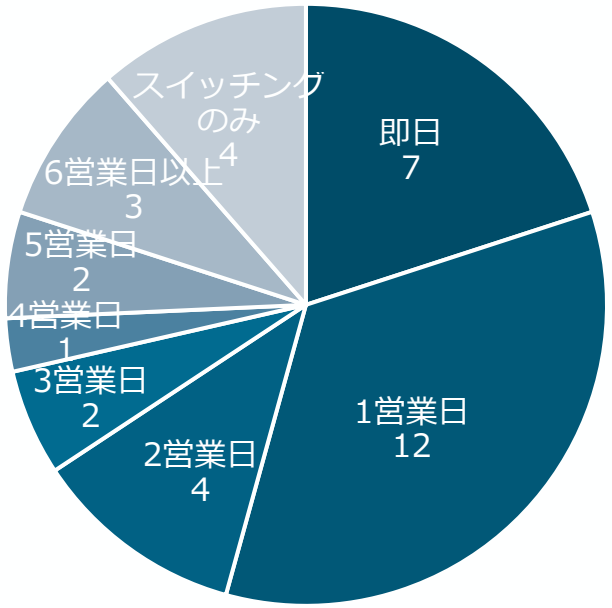
 ✓ **ワンタッチ卸事業者へのデータ連携や自社システムへのデータの取り込みを**常時行っておらず、**1日1回決まった時間にしか行っていない**ため。

 ✓ **ワンタッチ卸事業者での所要の日数が長い**ため、開栓期間が長くなっているが、ワンタッチ卸事業者への通常の申込期限では開栓が間に合わない場合には、個別にワンタッチ卸事業者に依頼し、短期間で対処してもらっており、これまで開栓が間に合わなかったことはない。

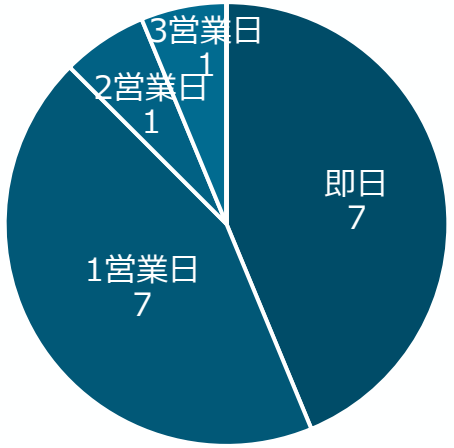
ガス小売事業者向けアンケート結果（４／９）

問２．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合には、通常の業務フローにおいて、申込みから最短何営業日で開栓可能か。

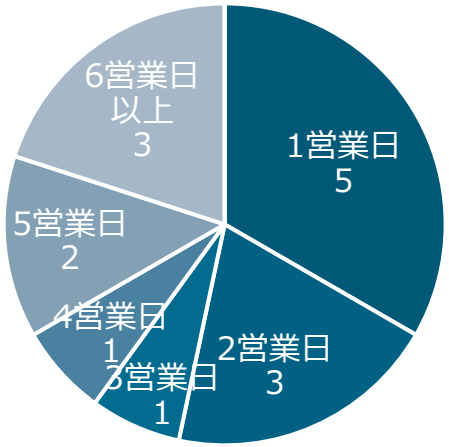
全体（35者）



ワンタッチ卸を利用しない事業者（16者）



ワンタッチ卸を利用する事業者（15者）　※スイッチングのみ受付の4者を除く。



ガス小売事業者向けアンケート結果（５／９）

- 問２（需要家の記載事項等に誤りなどがない場合には、通常の業務フローにおいて、申込みから最短何営業日で開栓可能か。）は、勧告事案の調査の中で、需要家の記載事項等に誤りがあった場合、その対応に時間を要するため、開栓の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）は余裕を持った設定をしているとの情報に接したため、こうしたバッファーを除いた開栓に要する最短の日数を確認するために設けたものである。
- **ワンタッチ卸を利用しない事業者**については、翌日対応が可能としている事業者が２者増え、**即日又は翌日対応可能とする回答数が9割近くを占める**に至った。
- **ワンタッチ卸を利用する事業者**についても、**翌日対応が可能とする事業者が2者増えている。**
- 他方で、ワンタッチ卸を利用する事業者については、依然４営業日以上要すると回答している事業者が存在する。その理由は以下のとおりであった。

 ✓ **ワンタッチ卸事業者に申込みをしてから結果が返ってくるまでに日数を要する**ため（事業者によって異なるが、３営業日～８営業日程度要している）。

ガス小売事業者向けアンケート結果（６／９）

問２の内訳

ワンタッチ卸を利用しない事業者（16者）

内訳①　需要家の申込みから導管事業者に申込みをするまで



内訳②　①の後、導管事業者から、託送契約番号などの開栓に必要な情報を受領するまで



内訳③　②の後、開栓まで



ワンタッチ卸を利用する事業者（15者）

※スイッチングのみ受付の4者を除く。

内訳①　需要家の申込みからワンタッチ卸事業者に申込みをするまで



内訳②　①の後、ワンタッチ卸事業者から、託送契約番号などの開栓に必要な情報を受領するまで



内訳③　②の後、開栓まで



ガス小売事業者向けアンケート結果（７／９）

問３．開栓出向は自社で実施しているか、他社に委託しているか。

ワンタッチ卸を利用しない事業者



ワンタッチ卸を利用する事業者

※スイッチングのみ受付の4者を除く。



問４．需要家の開栓希望日が、自社では開栓が間に合わない日程である場合、どのような対応をしているか。

- 開栓が間に合う日程での調整を需要家にお願いして、調整できない場合はお断りする。
- 自社では対応できないため、他社を紹介する。
- 他社を紹介する。需要家の要望があれば改めて需要家に申込み意思を確認し、スイッチングの案内をする。
- 開栓が間に合わなかった例はない。　等

問５．開栓までに一定の日数を要する場合、その理由。

- 卸元が定めるリードタイムに従うと、日数を要してしまう。
- データの確認作業のためにバッファを設けている。
- データ連携を1日1回決まった時間に行っているため。
- 導管事業者と開栓作業を同時に実施するための調整が必要となり、リードタイムが発生する。
- 原則、即日・翌日の対応としているが、引越しシーズンなどは3営業日要することがある。　等

※ 自由記述回答については、個社の特定を防ぐために、属性に分けた記載はしていない。

ガス小売事業者向けアンケート結果（８／９）

問６．開栓日数を短縮するためにこれまでに講じた措置があれば、その内容。
問７．今後、開栓日数を短縮するための措置を検討されていれば、その内容。

- データ連携回数の見直しにより、開栓依頼までの時間を短縮した。
- API連携によるデータの受け渡しに切り替えたことにより、リードタイムを短縮した。
- 託送供給申請までに必要な事務作業を当日中に対応するなど、人員による対応をした。
- 開栓を他社に委託するのではなく、自社で実施することを検討中。
- ワンタッチ卸事業者に開栓期間の短縮を依頼した。　等

問８．開栓に要するコストを削減するための取組を実施されていれば、その内容。

- データ処理を自動化することにより、人員により対応する部分を削減した。
- 開栓を他社に委託せず、自社で実施している。
- 開閉栓の受付にAIを活用するなど、受付に係るコスト削減に取り組んでいる。
- 開栓作業量の平準化のために、作業日を平日に誘導する施策を実施。
- 開栓訪問時の不在を防止するための取組を実施。　等

※ 自由記述回答については、個社の特定を防ぐために、属性に分けた記載はしていない。

ガス小売事業者向けアンケート結果（９／９）

問９．ガス開栓に係る取引環境に関する意見。

- 開栓のリードタイムが小売事業者によって異なるのは需要家による選択の機会を制限しており、各事業者の取組だけではリードタイム短縮は難しいため、制度的な措置が必要。
- 開栓日数を短縮するためのルールを策定してほしい。
- 電気と同様に、スマートメーターの導入を進めてほしい。
- 電気とは異なり、ガスはエリアごとに連携方法が異なるため、電気よりも人員が必要で、運用コストが高い。電気と同様に、スイッチング支援システムのようなシステムを整備してほしい。
- 導管事業者と開栓日時を合わせる必要があり、需要家の希望に対して柔軟な対応ができない。
- 消費機器調査だけでなく、内管漏えい調査も小売事業者ができるようになれば、小売事業者の都合で消費者に訪問できるようになり、消費者の希望に沿った対応をしやすい。
- 卸元への申込期限が長いため、需要家の開栓の希望に応えられないことがある。
- エリアによっては、供給地点特定番号が不明の場合に差戻しが多くなったりと、融通が利かない場面がある。
- メーターガス栓操作については、導管事業者の業務とすべきではないか。
- 導管事業者で需要家からのガス開栓の申込みを受け付けるように制度を変更してはどうか。
- ガスは申込みをしてからすぐに使うことはできないことを世の中に浸透させていくべき。

※ 自由記述回答については、個社の特定を防ぐために、属性に分けた記載はしていない。

ワンタッチ卸事業者向けアンケート結果（１／５）

問１．ガス小売事業者（卸先）には、申込みから何営業日以降の開栓の需要家を受け付けていると案内しているか。



- 即日又は翌日に開栓を希望する需要家も受け付けるとガス小売事業者に案内している事業者が過半を占めた一方で、**4営業日以降の開栓を受け付けていると案内している事業者が３事業者存在**する。
- 主な理由は以下のとおりであった。
 - ✓ **申込情報の内容確認やシステムによるデータ連携に時間がかかる**ため。
 - ✓ 卸先との協議により、システムの都合で**卸先とのデータ連携が1日1回となっていることに加え、小売事業者での開栓作業に要する期間等も考慮**し、開栓の受付日数を設定している。
 - ✓ 過去に一時的に大量の申込みを受けた経験から、**確実に開栓希望日に間に合うように受付日数を設定している。実際には、ガス小売事業者が求めるスケジュールに可能な限り応じている。**

ワンタッチ卸事業者向けアンケート結果（２／５）

問１．ガス小売事業者（卸先）には、申込みから何営業日以降の開栓の需要家を受け付けていると案内しているか。



- 即日又は翌日の開栓の需要家も受け付けている事業者に、即日又は翌日の開栓が可能となっている理由を確認したところ以下のとおりで、４営業日以降の開栓しか受け付けていない事業者に係る課題等はなかった。

 ✓ **ワンタッチ卸を行う場合、開栓の委託も受けているため**、一般ガス導管事業者から託送申込みの結果が返ってきてから開栓作業に取り掛かるまでの期間が、自社がガス小売事業者として開栓をする場合と同一になっている。

 ✓ **ワンタッチ卸側では申込情報の内容確認等を行うためのバッファーを設けていない。**

ワンタッチ卸事業者向けアンケート結果（３／５）

問２．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合には、通常の業務フローにおいて、ガス小売事業者の申込みから最短何営業日で託送契約番号などの開栓に必要な情報をガス小売事業者に送付可能か。



内訳①　ガス小売事業者の申込みから導管事業者に託送申込みするまで



内訳②　①の後、導管事業者から託送契約番号などの開栓に必要な情報を受領するまで



内訳③　②の後、ガス小売事業者に託送契約番号などの開栓に必要な情報を送付するまで



- 本問は、需要家の申込情報に誤りがあった場合等のためのバッファーを考慮して、開栓の受付日数を設定しているという事業者が存在するため、バッファーを除いた実際の手続きに要する期間を調査するために設けたものである。
- 需要家の記載事項等に誤りなどがない場合であっても３営業日かかるとしている事業者は２者存在する。主な理由は以下のとおりであった。
 - ✓ **卸先との協議により、システムの都合で卸先とのデータ連携が1日1回となっている**ため、データ連携に2営業日が必要であり、これに**データの確認やシステムの入力に要する時間を加えると3営業日が必要**となる。

ワンタッチ卸事業者向けアンケート結果（４／５）

問３．卸先のガス小売事業者から、問１で記載の日数よりも短い日数での開栓を希望する需要家について対応を依頼された場合、どのように対応しているか

- 原則として対応できない旨を小売事業者に伝えている。
- 小売事業者に個別で協議の上、対応したことはある。
- 当日の開栓も受付している。
- 特にリードタイムの日数を定めておらず、自社と同様に作業枠に空きがあれば対応している。　等

問４．自社が小売事業者として開栓手続を行う場合と、自社がワンタッチ卸事業者として託送申込み等を行う場合で、処理に要する期間は異なるか。異なる場合はその理由。

- 異ならない。
- 基本的に異ならないが、小売事業者との様式のやり取りで時間を要する場合がある。
- 申込み情報に誤りがある場合があるため、小売事業者と協議の上でリードタイムを設けている。　等

問５．ガス小売事業者から処理日数の短縮について要望を受けたことはあるか。ある場合は、その内容と、要望を受けて改善された場合はその内容。

- 申込み基準日（開栓何日前までに申し込みが必要か）について短縮の要望があった。（短縮を実施した。）
- 要望を受けたことがあるが、自社小売の場合とワンタッチ卸の場合で、同じ処理日数で対応していることを説明している。
- 要望を受けたことがないが、個別の申込みについて短縮が必要な場合は対応したことがある。　等

ワンタッチ卸事業者向けアンケート結果（５／５）

問６．ワンタッチ卸に関して、処理日数を短縮するためにこれまで講じた措置があれば、その内容。
問７．ワンタッチ卸に関して、今後、処理日数を短縮するための措置を検討されていれば、その内容。

- 卸先が増加しても処理速度が落ちないように、自動化（RPA）を導入した。
- 個別の相談があれば対応している。
- 土日・祝日の受付体制の整備を検討中
- 導管事業者との連携の自動化を検討中　等

問８．ワンタッチ卸に係る取引環境に関する意見。

- ワンタッチ卸を利用する場合には、（利用しない場合と比較して、需要家からの申込みから開栓までの）工数が増加するため、余分に日数が掛かることは避けられないと考えている。需要家への影響等をモニタリングしていただき、健全なガス事業の発展の観点から必要な検討をしていただきたい。

導管事業者向けアンケート結果（１／２）

問１．需要家の記載事項等に誤りなどがない場合、ガス小売事業者（ワンタッチ卸事業者を含む。以下、同じ。）から託送申込みを受けてから、ガス小売事業者がガス開栓をするために必要な情報（託送契約番号等）をガス小売事業者に送付するまでに要する時間。



- 本問は、開栓手続において、導管事業者での手続きに要する時間を確認するために設けたものである。
- 需要家の記載事項等に誤りなどがない場合、瞬時に、又は遅くとも当日中にガス小売事業者がガス開栓をするために必要な情報（託送契約番号等）をガス小売事業者に送付している。

導管事業者向けアンケート結果（２／２）

問２．ガス小売事業者との情報連携の方法の違い等により、ガス小売事業者によって、問１に記載の時間が変わることはあるか。ある場合は、その理由。

- ない。

問３．ガス開栓に係る取引環境に関する意見。

- 特になし。

- 本問は、導管事業者が、ガス小売事業者やワンタッチ卸事業者に対して差別的な対応を行っていないかを確認するために設けたものである。
- **導管事業者の対応について、ガス小売事業者によって対応が変わるということはなく、公平な対応が行われている。**

１．ガス開栓に係る現状
（１）開栓手続について
（２）アンケート調査について

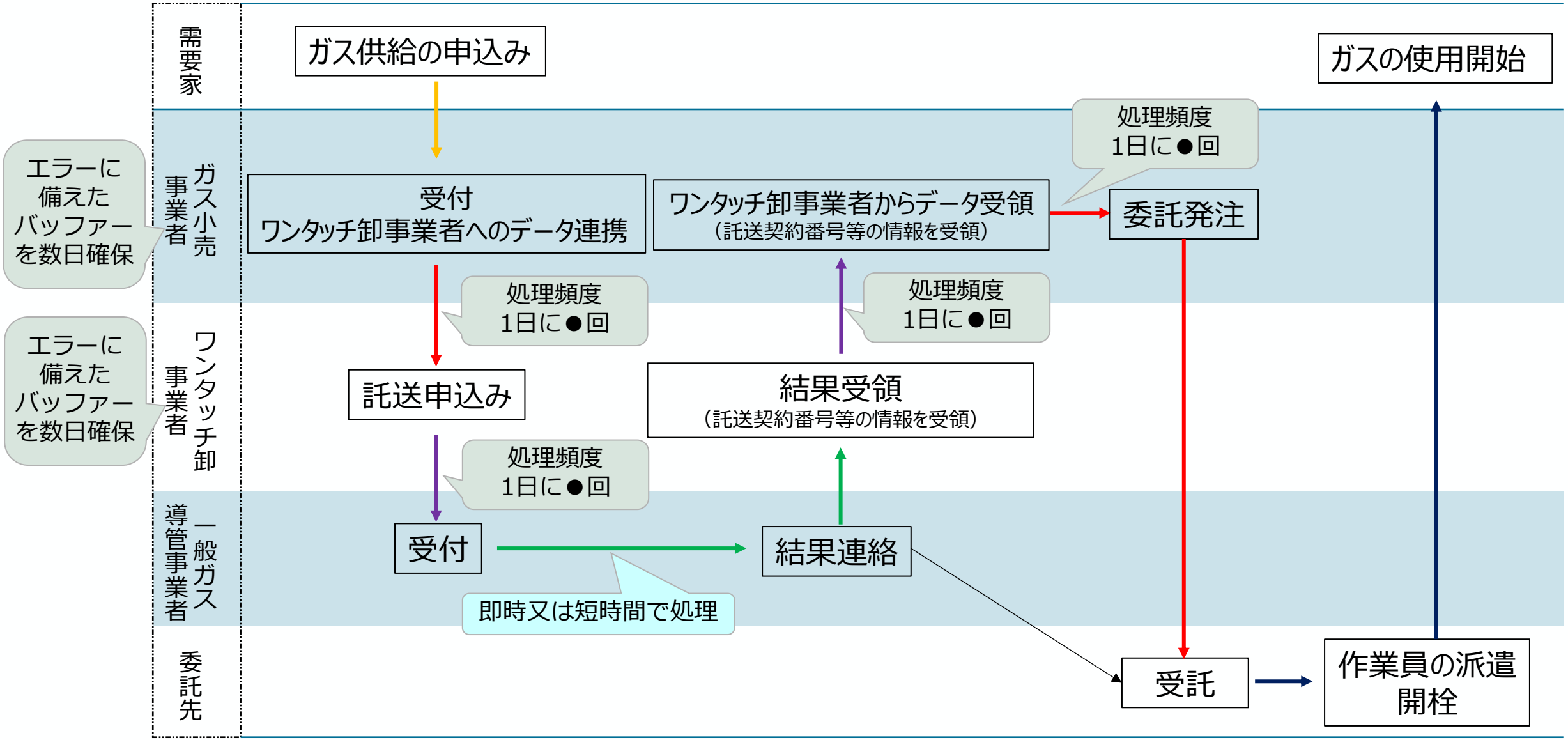
２．ガス開栓に係る取引環境の整備のための検討
（１）ガス開栓に時間を要している要因
（２）対応策

３．まとめ

ガス開栓に時間を要している要因

- ガス小売事業者がワンタッチ卸を利用する場合、ガス小売事業者は、ワンタッチ卸事業者を通じて、一般ガス導管事業者に託送申込みを行い、一般ガス導管事業者から託送契約番号等の情報を受領して、開栓を実施することになる。
- このように複数の事業者間で情報のやり取りが行われる中で、**①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**と、**②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者が申込内容の誤り等に備えて確保するバッファーが開栓期間に影響している**ことが、アンケート及び事業者へのヒアリングにより判明した（次頁にイメージ図を記載）。
- **①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**については、**関係するすべての主体の処理頻度が高い場合にはワンタッチ卸を利用する場合でも開栓期間が短く、処理頻度が低い主体がいる場合には、そこがボトルネックとなり開栓期間が長くなっている。**
- **処理速度は、各事業者のシステムやデータ連携方法、処理エラー等に対応する人員の数などによって決まる**ことをヒアリングにより確認しているが、**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の双方にとって、開栓期間短縮の投資・費用対効果が高いとは言えず、また自社の取組のみでは短縮できない**という点もあり、**開栓期間の短縮は大きく進んでいない状況。**

【参考】開栓手続と各主体の処理頻度（イメージ）



１．ガス開栓に係る現状
（１）開栓手続について
（２）アンケート調査について

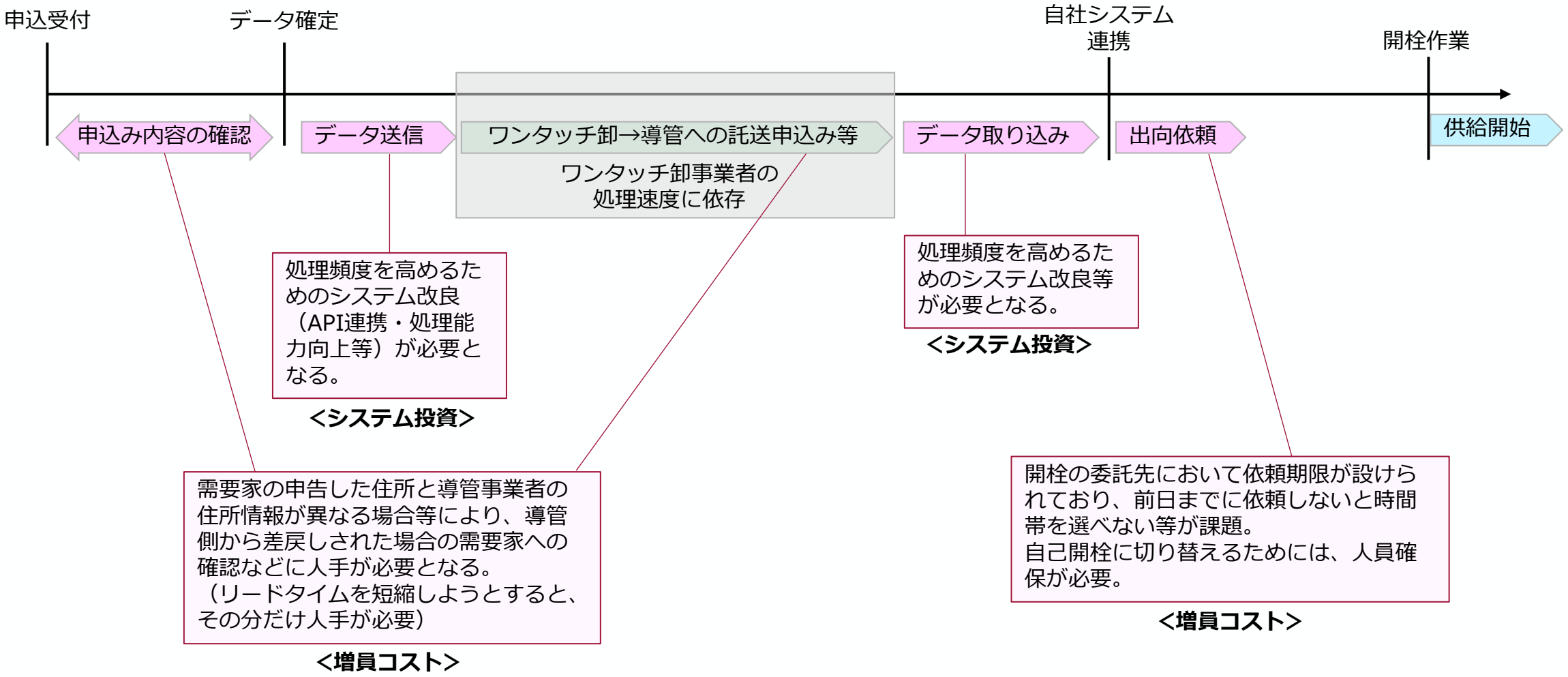
２．ガス開栓に係る取引環境の整備のための検討
（１）ガス開栓に時間を要している要因
（２）対応策

３．まとめ

対応策（１／２）

- 今回のアンケート調査等によれば、開栓期間に影響を与える要因としては、①**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**と②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者が申込内容の誤り等に備えて確保する**バッファー**が存在することが挙げられる。
- **①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）については、ガス小売事業者、ワンタッチ卸事業者において、システム投資、増員等が必要となるところ、そのような投資等が結果として、小売価格や卸売価格に影響を与え、需要家の負担が増加する可能性があること等も考慮すると、この点についての政策提言は相当程度慎重に行う必要がある。**

【参考】開栓日数を短縮するに当たっての課題
（ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者）



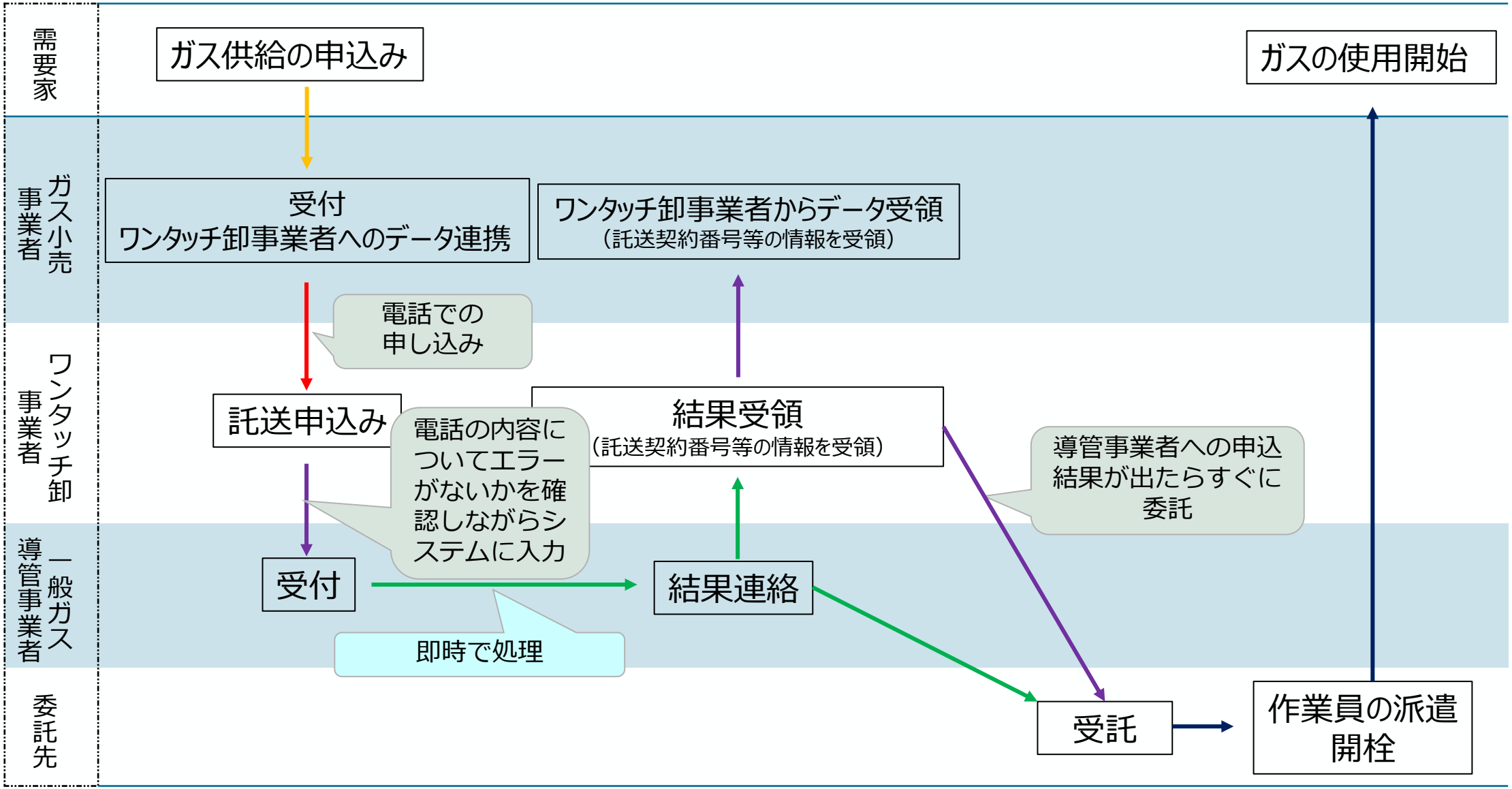
対応策（２／２）

- **②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者がそれぞれ確保している申込内容の誤り等に備えたバッファー**については、**需要家との接点はガス小売事業者にある**ことを鑑みると、**申込内容の誤り等に備えたバッファーはガス小売事業者側で確保する**こととすれば、**ワンタッチ卸事業者の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）が短くなり、ガス小売事業者の受付日数も短くなる可能性がある。**
- そのため、例えば、申込内容に誤り等があった場合の対処（開栓日の再調整等）についてはガス小売事業者が需要家に対して責任を持って行う前提の下、**ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、 申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファーの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを「望ましい行為」として「適正なガス取引についての指針」に記載する**ことは考えられるのではないか。
- なお、ワンタッチ卸事業者が確保しているバッファーの中には、申込内容の誤り等に備えたもののほか、短期間で大量の申込みがあった場合等に備えた処理対応のためのバッファーも存在するが、処理対応のためのバッファーの削減には設備投資や人員増強等が必要になることから、上記の「望ましい行為」の対象とするものではない。

参考：翌営業日での開栓が可能なガス小売事業者について

- **ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者の中でも、翌営業日での開栓が可能なガス小売事業者も存在**している。これらのガス小売事業者は**開栓をワンタッチ卸事業者に委託**しており、**託送申込みの完了から開栓までの期間が短い**ことが特徴的であった（次頁にイメージ図を記載）。
- また、ワンタッチ卸事業者が、ガス小売事業者に対して、ワンタッチ卸事業者のシステムがインストールされたPCを貸与し、**ガス小売事業者が直接ワンタッチ卸事業者のシステムに入力**することで、**システム間のデータ連携などがなく即時に結果回答が可能**となっている事業者も存在した。

【参考】翌営業日での開栓が可能な事業者のフローの例
（翌営業日での開栓が必要な場合のフロー）



１．ガス開栓に係る現状
（１）開栓手続について
（２）アンケート調査について

２．ガス開栓に係る取引環境の整備のための検討
（１）ガス開栓に時間を要している要因
（２）対応策

３．まとめ

まとめ

- ガスの開栓を要する需要家の選択肢を増やし、ガス市場における競争機能の更なる拡充の観点から**ガスの開栓に係る取引環境の整備について検討**を行った。
- ガスの開栓期間に影響を与える要因としては、**①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**と**②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者が申込内容の誤り等に備えて確保するバッファーの存在**があることが分かった。
- ①については、多分に新たな投資が必要になることを考えれば、①に係る提言は慎重にならざるを得ないが、②については、大規模な投資を行わずに改善できる可能性が大きいと考えられることから、**「適正なガス取引についての指針」における「望ましい行為」として、ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファーの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを記載する**ことが考えられるのではないか。
- なお、**開栓期間短縮のための制度変更等を行う場合、それに伴う投資が発生するなどして、最終的に需要家の負担が増加する可能性もあるところ、制度変更等を行う必要があるかについては、より広範にガス小売事業者間の競争を評価した上で判断すべき**である。

経済産業省

2025年度
第1回業務委員会
資料№4-3

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

2025年4月25日（金）

第８回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

目次

1. 電気及びガスの小売契約における電磁的方法による書面交付義務の履行に係る需要家からの承諾の取得方法について

2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法

- 電気事業法上、小売電気事業者等が、**電磁的方法（Web、メール等）で書面交付義務を履行するには、書面等**（書面又は電気事業法施行規則第３条の１５に定める電子情報処理書式を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）**で需要家の承諾を得る必要がある。**
- 書面等により需要家の承諾を得ることを要する趣旨は、需要家が電磁的方法を用いた提供に係る承諾をするか否かについて、①十分な情報を与えられた上で慎重に判断し、かつ②当該承諾の有無を事後的にも明確にする点にある。
- 昨年、**需要家が電話口で承諾した旨を録音する方法で当該承諾を取得していた小売電気事業者に対して、上記の趣旨に照らして当該方法は認められないとして行政指導**を行った。
- 他方で、需要家の電話口での承諾を録音する方法については、過去に示された行政判断（次頁参照）は存在するものの、**指針等では明記されていない。**
- このため、需要家の電話口での承諾を録音する方法は認められないことを明確化するため、**電気の小売営業に関する指針の改正を建議**することとしたい。また、ガスに関しても同様であるため、**ガスの小売営業に関する指針についても改正を建議**することとしたい。

【参考】過去の行政判断

- 第23回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、提案事項に対する回答として、需要家の電話口での承諾を録音する方法は適切ではない旨が示されている。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	所管省庁の検討結果		
11	⑤	訪問営業および電話勧誘時の書面交付の見直し	電力小売営業時（訪問販売および電話勧誘）の契約情報に関するお客様へのフィードバック手法につき、以下の検討をお願いしたい。 ①訪問販売 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としてもらいたい。 ②電話勧誘販売時 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としてもらいたい。 ・電気事業法上、契約前の書面交付義務を電磁的方法で代替するための要件となっている、「需要家の電磁的方法による承諾」の内容として、電話の音声データを残すことも該当することとしてもらいたい。 なお、上記要望事項のうち、特定商取引法については、令和３年６月１６日公布の改正特定商取引法において、法律上、上記の書面交付義務について、電磁的方法での代替を認める趣旨の条文が規定されており、その具体的内容は今後政省令等で規定されると認識している。 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギー由来の電気の販売を増加させることが重要である点も踏まえ、電気小売の営業活動の効率化及び電力需要家の利便性の向上の観点から、当該政省令等においては、「電磁的方法による承諾」を書面以外の方法で許容するとともに、上記電磁的方法での代替が明示的に許容されることとしてもらいたい。	（提案内容①②特定商取引法部分について） 訪問販売について、令和３年改正特定商取引法第４条第２項、同条第3項、第５条第３項、電話勧誘販売について、同法第18条第２項、同条第３項、同法第19条第３項。 （提案内容②電気事業法部分について） ・電気事業法第2条の13第2項、第3項、第2条の14第1項、第2項 ・電気事業法施行令第2条第1項、第3項 ・電気事業法施行規則第3条の12第12項、第3条の13第5項、第3条の14、第3条の15	（提案内容①②特定商取引法部分について） 検討に着手 （提案内容②電気事業法部分について） 対応不可	（提案内容①②特定商取引法部分について） 契約書面等の電子化については、令和３年の改正法の附帯決議においては、書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと、書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、関係者による十分な意見交換を尽くすこと、とされた。このため、令和３年７月から「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において検討されているところであり、今後、その結果も踏まえ、令和５年６月の施行までに必要な政省令改正を行う予定です。 提案内容②のうち電気事業法について 契約締結前の供給条件に関する事項の書面交付義務の趣旨は、料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、電気の使用者が料金その他の供給条件を十分に理解した上で電気の供給を受けることができる環境を整備することにあります。 また、契約締結後の契約締結に関する事項の書面交付義務の趣旨は、契約内容を明確にさせ、後日、契約の当事者間で紛争が生じることを未然に防止し、万一紛争が生じたとしても、書面に記載された契約内容に従って解決が可能となると考えられることにあります。 そして、電気は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財であるという性質上、情報通信の技術を利用できない電気の使用者も電気事業法による保護の対象とする必要があるという観点から、書面の交付によることを原則としています。 同様の観点から、当該原則に対する例外を許容する要件である「承諾」は慎重になされる必要があり、かつ、トラブルの未然防止のためには、明示的かつ記録に残る承諾が求められることから、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている方法に限定しております。これに対し、小売電気事業者等が承諾に係る電話の音声データを残す方法については、電気の使用者が承諾を慎重に行ったといえるか否かは個々の電話の内容によって異なりうるため、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている他の方法と異なり、電気の使用者による一定の慎重な承諾が期待できるとはいえないこと等からして、承諾の方法としては適切ではないと考えております。

（中略）

第23回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース　参考資料

【参考】電気事業法施行規則の解釈

- 電気事業法施行規則第３条の１５に定める情報通信技術を利用する方法として、以下の方法が規定されている。

 ①電子メールを送信する方法であって、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの（**例：需要家が電子メールで承諾する旨を記入して送信する**）

 ②当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法（**例：需要家が小売電気事業者のウェブサイトにアクセスして承諾の入力をする**）

 ③電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法（**例：需要家がUSBに承諾した記録を保存して交付する**）

- **需要家の電話口での承諾を録音する方法は、上記の①～③と比較して、需要家の能動的な意思表示の程度が劣り、需要家の判断が十分に慎重に行われない可能性があることや、事後的な確認の容易さにおいて異なるもの**であると言える。

- なお、電気通信事業法や特定商取引に関する法律においても、電磁的方法で書面交付義務を履行するに当たっての承諾の取得方法として同様の規定があるが、総務省及び消費者庁に確認したところ、いずれも、需要家の電話口での承諾を録音する方法は想定していないとのことであった。

（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」「契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係るガイドライン」参照）

電力の小売営業に関する指針の改正案

改定後	現行
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2　契約締結前の書面交付義務 （１）　契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、小売電気事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） （２）　遵守すべきルール ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和４６年政令第２０６号）第２条第１項並びに施行規則第３条の１４及び第３条の１５）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第２条第２項）。 なお、前述の２⑴の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。 3　契約締結後の書面交付義務 ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の２（２）ウⅰ）参照。電気事業法施行令第２条第３項。）。	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2　契約締結前の書面交付義務 （１）　契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、小売電気事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） （２）　遵守すべきルール ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和４６年政令第２０６号）第２条第１項並びに施行規則第３条の１４及び第３条の１５）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第２条第２項）。 （新設） 3　契約締結後の書面交付義務 ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の２（２）ウⅰ）参照。電気事業法施行令第２条第３項。）。

ガスの小売営業に関する指針の改正案

改定後	現行
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2　契約締結前の書面交付義務 （１）　契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） （２）　遵守すべきルール ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 ガス小売事業者等は、ガス事業法第１４条第３項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第２条第１項）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第２条第２項）。 なお、前述の２⑴の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。 3　契約締結後の書面交付義務 ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の２（２）ウⅰ）参照。）。	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2　契約締結前の書面交付義務 （１）　契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） （２）　遵守すべきルール ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 ガス小売事業者等は、ガス事業法第１４条第３項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第２条第１項）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第２条第２項）。 （新設） 3　契約締結後の書面交付義務 ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の２（２）ウⅰ）参照。）。

【参考】関係条文（1/４）

電気事業法（昭和３９年法律１７０号）

（供給条件の説明等）
第２条の１３　（略）
２　小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
３　**小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）
第２条の１４　小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一～三　（略）
２　**小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

【参考】関係条文（2/４）

電気事業法施行令（昭和４０年政令第２０６号）

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第２条　**小売電気事業者等**（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十六条第二項第一号において同じ。）**は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは**、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、**書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの**（次項において「書面等」という。）**による承諾を得なければならない。**

２　（略）

３　**前二項の規定は、法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。**

電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第３条の１５　**令第二条第一項**（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって**経済産業省令で定めるものは、次に掲げるもの**とする。

一　電子メールを送信する方法であって、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

【参考】関係条文（３/４）

ガス事業法（昭和２９年法律５１号）

（供給条件の説明等）
第１４条　（略）
２　ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
３　**ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）
第１５条　ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一～三　（略）
２　**ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

【参考】関係条文（４/４）

ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号）

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第２条　**ガス小売事業者等**（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）**は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供**しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、**書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの**（次項において「書面等」という。）**による承諾を得なければならない。**

２　（略）

３　**前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。**

ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第１６条　**令第二条第一項**（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**経済産業省令で定めるものは、次に掲げるもの**とする。

一　電子メールを送信する方法であつて、ガス小売事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

目次

1. 電気及びガスの小売契約における書面交付義務に係る需要家からの承諾の取得方法について

2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

ガス開栓に係るガス小売事業者・卸売事業者間の協議の促進

- 第７回制度設計・監視専門会合（以下「第７回専門会合」という。）において、ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数（需要家から何営業日以降の開栓を受け付けるか）を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するため、適正なガス取引についての指針を見直す方針について御了承いただいた。本日は、具体的な改正案について御議論いただきたい。

令和7年3月31日開催
第7回制度設計・監視専門会合
資料６（抜粋）

対応策（２／２）

- **②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者がそれぞれ確保している申込内容の誤り等に備えたバッファー**については、**需要家との接点はガス小売事業者にある**ことを鑑みると、**申込内容の誤り等に備えたバッファーはガス小売事業者側で確保する**こととすれば、**ワンタッチ卸事業者の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）が短くなり、ガス小売事業者の受付日数も短くなる可能性がある。**
- そのため、例えば、申込内容に誤り等があった場合の対処（開栓日の再調整等）についてはガス小売事業者が需要家に対して責任を持って行う前提の下、**ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、 申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファーの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを「望ましい行為」として「適正なガス取引についての指針」に記載する**ことは考えられるのではないか。
- なお、ワンタッチ卸事業者が確保しているバッファーの中には、申込内容の誤り等に備えたもののほか、短期間で大量の申込みがあった場合等に備えた処理対応のためのバッファーも存在するが、処理対応のためのバッファーの削減には設備投資や人員増強等が必要になることから、上記の「望ましい行為」の対象とするものではない。

38

適正なガス取引についての指針の改正案（１／２）

- 第７回専門会合では、指針の改正案に関して、ガス小売事業者からの要請の有無によってガス開栓の受付日数が変わってくる可能性があるため、**「ワンタッチ卸事業者が標準処理期間を示す形としてはどうか」「ワンタッチ卸事業者は（申込内容の誤り等に備えた）バッファーの削減をすべきということを原則として記載してはどうか」**という御意見を頂いた。
- 卸売契約における条件は、**ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議により決められることが原則**であり、実態として、**卸価格に加えて、処理の速度や受付日数、システムの利用のしやすさ等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素となっている。**また、**需要家の申込内容の誤り等に備えたバッファーの内容や誤り等の処理方法はワンタッチ卸事業者によって異なる。**
- このため、**指針において方向性を示した上で、ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要**であると考えられる。
- なお、ワンタッチ卸事業者は、業務運用やシステムの都合上、**画一的に受付日数を設定する（ガス小売事業者ごとに個別に受付日数を設定することはしない）**ものと考えられる。

参考：第７回専門会合での御議論（関連部分抜粋）

【松田委員】
- 提案としては、「望ましい行為」として、ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、バッファー削減の要請があった場合には、要請に誠実に応じることが望ましいと記載するとのことだが、ガス契約のスイッチングにおいて物事が滞ったりするのだとすれば、手続きの標準化に関して、まだまだ取り組むべき点があるのではないかと想像している。
- 今回の提案のように**「望ましい行為」として書くと、例えば、要請があった場合には要請に応じるし、要請がなかった場合は何もしないといったことになり、事業者ごとに表示する日数が変わってくる可能性がある**と考えられる。また、事業者ごとに要請があるかないかで変わってくるということで、より一層対応が各社各様になってきて標準化から遠のいてしまうのではないか。
- **要請があるなしにかかわらず、そもそも卸売事業者としては、最短標準処理期間といった考え方のように、バッファーを入れずに、通常であればこの日数で回答できるが、イレギュラーなことがあれば別途日数が掛かる可能性がある、という形で、そのような期間を一律に示すということも考えられるのではないか。**

【二村委員】
- 提案の意図としては良いと思うが、バッファーの削減について要請があった場合にはという点に関して言うと、**そもそも小売事業者の側からはバッファーがあるのかないのか、どの程度バッファーがあるのかということは分からないケースも多いのではないか**と思う。そういう意味では松田委員の御提案のとおり、**要請のあるなしではなく、一般的な原則として書いた方が良いのではないか。**書き方として、例えばできるだけ速やかに対応するということで良いのか、もう少し踏み込んだ方が良いのかは御意見を頂きたいところではあるが、ややこの書き方では、小売事業者の側からするとどうすればよいのだろうとなってしまうのではないかと思う。また、一方で、小売事業者からバッファーの削減を要請されても、ワンタッチ卸事業者からは「そんなバッファーはありません」と言われてしまうのではないかと懸念した。もう少し書き方を検討できるのではないか。

【事務局（下津取引監視課長）】
- 誠実に応じるという記載の仕方をしたが、ワンタッチ卸事業者と小売事業者の契約は民民のものであり、バッファーの確保に関しても当事者間の交渉によって決めるというのが原則であると考えている。一定の方向性を示しつつ、当事者間の交渉を促進すべく、誠実に対応、という表現を使った。
- 頂いた御意見を踏まえて、どのように記載するかは検討したい。

※第7回専門会合の議事録は、本会合開催時点で未公表のため、上記の関連部分について、御発言者に了承を得て掲載した。

適正なガス取引についての指針の改正案（２／２）

- 以上を踏まえ、「卸売分野における適正なガス取引の在り方」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、下記の記載を追加する改正を建議することとしたい。

第二部　適正なガス取引についての指針
Ⅱ　卸売分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

2025年度
第1回業務委員会
資料№5

2025年4月28日

経過措置指定団地の2025年3月解除及び6月・9月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2025年2月	2025年3月1日	2025年3月1日見込（2025年2月生産動態統計BASE）			2025年6月1日	2025年6月1日見込（2025年2月生産動態統計BASE）			2025年9月1日	2025年9月1日見込（2025年2月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−2 1.0%	*0* *1* 0 0.0%	*0* 340 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	341 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 340 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	341 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 340 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	341 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−34 17.1%	*1* *1* 2 8.3%	*1* 573 8.9%	*3.0%* 18 2.5%	591 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 573 8.9%	*3.0%* 18 2.5%	591 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 573 8.9%	*3.0%* 18 2.5%	591 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−100 50.3%	*9* *13* 9 37.5%	*38* 1,597 24.8%	*20.4%* 410 56.2%	2,007 27.9%	*0* *1* 0 0.0%	*37* 1,597 24.7%	*20.4%* 410 56.9%	2,007 27.9%	*1* *1* 1 11.1%	*37* 1,598 24.7%	*20.4%* 409 57.4%	2,007 27.9%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−2 1.0%	*5* *4* 7 29.2%	*18* 576 8.9%	*12.2%* 80 11.0%	656 9.1%	*0* *0* 0 0.0%	*18* 576 8.9%	*12.2%* 80 11.1%	656 9.1%	*0* *0* 1 11.1%	*18* 577 8.9%	*12.0%* 79 11.1%	656 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−22 11.1%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−52 26.1%	*1* *2* 2 8.3%	*12* 823 12.8%	*14.9%* 144 19.8%	967 13.5%	*0* *2* 6 75.0%	*10* 829 12.8%	*14.3%* 138 19.1%	967 13.5%	*1* *2* 7 77.8%	*9* 836 12.9%	*13.5%* 131 18.4%	967 13.5%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−45 22.6%	*0* *0* 0 0.0%	*2* 572 8.9%	*2.6%* 15 2.1%	587 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*2* 572 8.9%	*2.6%* 15 2.1%	587 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*2* 572 8.8%	*2.6%* 15 2.1%	587 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	4 −2.0%	*2* *1* 3 12.5%	*1* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	18 −9.0%	*0* *5* 1 4.2%	*5* 1,140 17.7%	*4.0%* 47 6.4%	1,187 16.5%	*1* *3* 2 25.0%	*3* 1,142 17.7%	*3.8%* 45 6.2%	1,187 16.5%	*0* *0* 0 0.0%	*3* 1,142 17.7%	*3.8%* 45 6.3%	1,187 16.5%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	36 −18.1%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 217 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	218 3.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 217 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	218 3.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 217 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	218 3.0%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	＜減少率= 7,380 100.0%	−2.7%＞ −199 100.0%	*18* *27* 24 100.0%	*77* 6,452 100.0%	*10.2%* 729 100.0%	7,181 100.0%	*1* *6* 8 100.0%	*72* 6,460 100.0%	*10.0%* 721 100.0%	7,181 100.0%	*2* *3* 9 100.0%	*71* 6,469 100.0%	*9.9%* 712 100.0%	7,181 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

2025年度
第1回業務委員会
資料№6

令　和　7　年　3　月　3　日
電力・ガス取引監視等委員会

糸魚川市に対する業務改善勧告を行いました

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、糸魚川市に対して、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく業務改善勧告を行いました。

1．業務改善勧告の実施

今般、ガス小売事業者である糸魚川市が、平成29年4月のガス小売自由化以降、現在に至るまでの間に締結した62，736件の小売供給契約について、供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付を行っていなかったことを確認しました。また、62，984件の小売供給契約については、契約締結後交付書面を交付していませんでした。

このため、当委員会は、本件について、ガスの適正な取引の確保を図るため、糸魚川市に対し、業務改善勧告を行いました。

2．業務改善勧告の内容

①糸魚川市は、今後、ガス小売事業の運営における小売供給契約の締結に関し、ガス事業法第14条第1項に定める供給条件の説明義務違反並びに同法第14条第2項及び第15条第1項の書面の不交付が発生しないよう、ガス事業に係る体制の整備、職員等に対する必要な教育を含む必要な措置を講ずること。

②糸魚川市は、ガス事業法第14条第1項、第2項及び第15条第1項の違反に係る契約の対象となった需要家（現在契約を締結している需要家に限る。）に対し、ガス事業法第14条第1項に定める供給条件の説明並びに同法第14条第2項及び第15条第1項の書面の交付を確実に行うこと。

③糸魚川市は、前記①に基づいて講じた措置の内容を、自市の職員等に周知し、法令遵守を徹底すること。

④糸魚川市は、前記①、②及び③に基づいて講じた措置等について、令和7年4月3日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3．添付資料

業務改善勧告の詳細について

（本発表資料のお問合せ先）
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会　事務局
取引監視課長　下津
担当者：小松、上木原、野崎
電　話：03-3501-1552（直通）

（添付資料）

業務改善勧告の詳細について

第１　勧告の内容

１　糸魚川市は、今後、ガス小売事業の運営における小売供給契約の締結に関し、ガス事業法第１４条第１項に定める供給条件の説明義務違反並びに同法第１４条第２項及び第１５条第１項の書面（以下、同法第１４条第２項の書面を「契約締結前交付書面」といい、同法第１５条第１項の書面を「契約締結後交付書面」という。）の不交付が発生しないよう、ガス事業に係る体制の整備、職員等に対する必要な教育を含む必要な措置を講ずること。

２　糸魚川市は、ガス事業法第１４条第１項、第２項及び第１５条第１項の違反に係る契約の対象となった需要家（現在契約を締結している需要家に限る。）に対し、ガス事業法第１４条第１項に定める供給条件の説明並びに同法第１４条第２項及び第１５条第１項の書面の交付を確実に行うこと。

３　糸魚川市は、前記１に基づいて講じた措置の内容を、自市の職員等に周知し、法令遵守を徹底すること。

４　糸魚川市は、前記１、２及び３に基づいて講じた措置等について、令和７年４月３日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

第２　勧告の理由

１　事実関係

⑴　前提となる事実

糸魚川市は、ガス事業法第２条第３項のガス小売事業者である。

⑵　勧告の対象となる事実

ア　糸魚川市は、平成２９年４月のガス小売自由化以降、現在に至るまでの間、ガスの小売供給契約（更新、変更時を含む。）の締結をした際、６２，７３６件の小売供給契約について供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付をしていなかった。

イ　また、６２，９８４件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付していなかった。

２　勧告の必要性

前記１（２）の事実（以下「本事案」という。）のとおり、平成２９年４月のガス小売自由化以降、糸魚川市のガス小売事業において、６２，７３６件の小売供給契約について供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付を行っておらず、６２，９８４件の小売供給契約については、契約締結後交付書面を交付していなかった。

供給条件の説明、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付は、需要家の利益の保護のため重要な意義を有するものであり、本事案は、法令違反の内容、期間及び件数において、重大な事案と評価せざるを得ない。

ガス小売事業の自由化以降、違反状況が続いていた要因として、法令の認識及び遵守状況の確認が不十分であったことが認められ、改善の必要があると考えられる。

以上を踏まえ、ガスの適正な取引の確保を図るため、前記第１に記載のとおり、糸魚川市に対し、勧告する必要がある。

以　上

ガス事業法第14条及び第15条の規定に基づく書面の配布

更新日：2025年3月17日更新

ガス小売供給契約を締結・変更する場合には、ガス事業法に基づき、ご契約内容が記載された書面をお客さまへ交付する必要がありますが、契約書面を交付できていない事実が判明しました。

そのため、令和7年2月現在、契約中の需要家の方に、ガス事業法第14条及び第15条の規定に基づく書面「都市ガス小売りの全面自由化とガス料金等のお知らせ」を郵送しました。

契約内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

お客さまにご心配とご迷惑をおかけしましたこと、また、市民の信頼を損ねてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

1　概要

(1) 内容　　法第14条及び第15条の規定に基づく書面の未交付

(2) 対象期間　平成29年4月から令和6年10月まで

(3) 対象人数　13,181件（令和7年2月現在、契約中の需要家のうち、令和6年11月9日以新規契約者を除く。）

2　経過

平成29年4月に「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が施行され、大口部門のみ自由化されていたガスの小売事業への参入が、小口部門（家庭向け）を含めて全面自由化されることとなった。

需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルを未然に防止するとともに、

需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、新規契約時や契約変更時に、次の3点が義務付けられた。

(1) 供給条件の説明義務（法第14条第1項）

(2) 契約締結前の書面交付義務（法第14条第2項）

(3) 契約締結後の書面交付義務（法第15条第1項）

3　原因

ガス小売全面自由化に向けての事務の中で失念したことが原因であり、その後気づかずに現在に至る。

4　今後の対応

(1) 新規契約の需要家

・開栓の立会い時に、法第14条及び第15条の規定に基づく書面を交付する。

・開始日　令和6年11月9日から

(2) 契約中の需要家（令和7年2月現在、13,181件）

・法第14条及び第15条の規定に基づく書面を需要家に配布する。

・配付時期　令和7年2月下旬

5　再発防止策

(1) 法令に関する教育を実施する。

(2) 業務マニュアルに、新規契約時、条例等の改正時に、書面交付する旨を追加する。

(3) 業務マニュアルの内容確認を実施し、書面交付の意識づけを徹底する。

このページに関するお問い合わせ先

ガス水道局　お客さま係　代表

Tel：025-552-1540　Fax：025-552-0550

メールでのお問い合わせはこちら

2025年度
第1回業務委員会
資料№7

2025//5/9

コミュニティーガス認知度向上ポスターver.４（案）

サイズはＡ２版（４つ折りでＡ４サイズ）、作成枚数は、約 10,000 枚。（前回同様）

コミュニティーガスは脱炭素社会に貢献します！

（コミュニティーガスは旧簡易ガスの愛称です）

ポスターのデザインはコンペで！
スーパーマンに扮した“ほのまる”が紹介する

1. コミュニティーガスの原料はＬＰガス（プロパンガス）です。国のエネルギー基本計画において次のとおり評価されています。
 ① ＬＰガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少ないエネルギーです。
 ② ＬＰガスは、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーです。
 ③ ＬＰガスは、災害時には病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源です。

2. コミュニティーガスの原料のＬＰガスは脱炭素社会に備えています。
 ① ＬＰガス業界は、グリーンＬＰガス官民検討会を設置し、グリーンＬＰガスの大量生産技術確立を目指す様々な研究をフォローして、2030 年代の社会実装を目指しています。
 ② ＬＰガスを供給する元売り各社は、カーボンオフセットガスの輸入拡大など、ＬＰガスのカーボニュートラル対応を推進しています。

3. 2050 年のカーボンニュートラル達成までの移行（トランジション）期間ではお客様の協力が重要です。
 ① トランプ米大統領がどう言おうと、二酸化炭素の増加による地球の温暖化は進み、そのためか我が国でも異常気象による激甚災害が増えてきていると感じます。
 ② 我が国の目標である２０５０年カーボンニュートラル達成までの間、地球温暖化の歩みを少しでも遅くさせるために、私たちにできることは省エネルギーです。国の計画では、家庭部門で排出量を２０１３年度比６６％削減するという非常に高い目標を掲げています
 ③ 私たちは、電気・石油・ガス等のエネルギー利用を節約することになりますが、そのため国は住宅の省エネ化やエネルギー消費機器の高効率化のために様々な補助制度を用意しています。
 ④ ＬＰガス機器で高効率であると認められ、補助金が用意されているのはハイブリッド給湯器、エネファームそして賃貸集合住宅を対象とするエコジョーズです。
 ⑤ ハイブリッド給湯器、エネファームの設置に関するご相談は、皆様のガス会社にお問い合わせください。
 ⑥ また従来型の給湯器をエコジョーズに変更することにより、熱効率が 10～12%程度向上し、ガスの消費量が減少するとともに、CO_2排出量も減少します。エコジョーズへの変更についても、皆様のガス会社にお問い合わせください。

コミュニティーガス事業とは旧簡易ガス事業のことです。
７０戸以上の団地や集合住宅にお住まいのお客様が
お使いになっているＬＰガスを供給する事業です

（一社）日本コミュニティーガス協会

第７次　エネルギー基本計画　ＬＰガス関連

② グリーンＬＰガス

グリーンＬＰガスは、バイオＬＰガスや合成ＬＰガス等、化石燃料によらないＬＰガスの総称である。現状ではバイオディーゼルとともに副生されるバイオＬＰガスが主流であるが、バイオディーゼルとバイオＬＰガスの生産比率は１０：１と、その大量生産が課題であり、世界的にみても、その生産に特化した先進技術は確立されていない。今後、世界のＬＰガス需要は、燃料転換が進む中国、インドが牽引する形で拡大していく見込みであり、グリーンＬＰガスの大量生産技術の確立が重要である。

グリーンＬＰガスの大量生産に向けて、革新的触媒等の技術開発や生産プロセス実証を進め、２０３０年代の社会実装を目指す。その際、官民検討会等の場を活用しながら、内外のプレイヤーの連携の下、海外市場も視野に入れた生産・流通網を含むビジネスモデルの構築など、必要な取組を進める。また、ＬＰガスのカーボンニュートラル対応を推進すべく、カーボンクレジットの利用拡大や、ｒＤＭＥ（バイオ由来のジメチルエーテル）を混入した低炭素ＬＰガスの導入に向けた取組等を後押しする。

（４）ＬＰガス

ＬＰガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約４割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーである。国内需要の８割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で９割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である。

ＬＰガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。ＬＰガス業界やＪＯＧＭＥＣと連携し、緊急時を想定した国家備蓄基地からの放出訓練や各地への輸送に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時に備え、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設・設備強化を進めるとともに、病院・福祉施設や小中学校体育館等の避難所等における備蓄強化、発電機やＧＨＰ等の併設による生活環境向上を促進する。「災害時石油ガス供給連携計画」を不断に見直し、同計画に基づいた訓練を実施するほか、スマートメーターの導入による配送合理化等の取組を後押しし、人手不足な中でも安定供給可能な体制を強化する。

なお、ＬＰガスを巡る商慣行を是正し、消費者からの信頼を確保すべく、過大な営業行為の制限等を内容とする新たな規律を設けたところ、その実効性確保のため、関係省庁とも連携し、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリングを継続実施する。